

事務連絡
令和5年1月6日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県私立学校法人担当課
附属学校を置く各國公立大学法人事務局 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

全国学校給食週間の実施について(依頼)

文部科学省では、学校給食の意義、役割等について児童生徒や教職員、保護者、地域住民等の理解と関心を高め、学校給食のより一層の充実と発展を図ることを目的に、毎年1月24日から30日までの1週間を全国学校給食週間と定めているところです。

今年度については、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、対面・移動を伴う行事は行いません。教育委員会や学校等においては、各地域の感染状況等を含めた実情に応じ、学校給食についてホームページへの掲載や、SNSを通じた発信など、可能な範囲での取組を実施いただきますようお願いします。

つきましては、SNSにより取組を発信される予定の自治体がございましたら、別添様式にてお知らせいただきますようお願いいたします。

なお、期間中、各自治体等より学校給食についてSNS等で発信された取組については、文部科学省公式アカウントより展開させていただく可能性がございますのでご了承ください。

このことについて、各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課においては、所轄の学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会、各國公立大学法人においては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体においては所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対して、それぞれ周知をお願いします。

【本件担当】
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校給食係
電話：03(5253)4111（内2694）
E-mail：shoku@mext.go.jp